

第八十一回 帝國議會院議

農業保險法中改正法律案外三件委員會議錄(速記)第六回

昭和十八年二月八日(月曜日)午後一時二十
分開議

出周委員會

委員長 池田秀雄
理事長 泉國三郎君 理事岩瀬亮君
理事角 猪之助君 理事日下田武君
理事深澤 吉平君

ハリ慎重ニシテ置ケ方ガ宜イト思ヒマスノ
デ、大體農政局長カラ、餘リ細カク御説明
ヲ願フ必要モナカラウト思ヒマスガ、此ノ
三案ニ付キマシテハ、各條ニ付テ主タル點
等ハ御説明ヲ願ツテ置イテ、又豫算ニ關係
シテ居ル所ハ全額等モ御話ヲ願ヒ、又豫算
ガナクテモ、政府ニ於テ此處ハ斯ウ云フ風
ガ幾ラ出ヌ、カ、河、カ云フアクト央マク

○右牛(英) 政府委員 ソノデハヒノ三ツノ
タモノ等ニ付テハ、一應御説明ヲ願ツテ置
キタイト思ヒマス

法律案ニ付キマシテ、各條毎ニ概略ノ御説明ヲ申上ゲタイト思ヒマス、第一ハ農業保険法中改正法律案アリマスガ、是ノ第一ノ問題

ハ、第一條第二項中ニ左ノ二項ヲ加ヘルト
云フ點デアリマス、他ハ條文ノ整備デアリ
マス、此ノ新シク加ヘマス二項ヘ大亞カラ

ノ御説明ニモゴザイマシタ通り、今度ノ農業保険ノ改正ヲ實行スルニ當リマシテハ、豫テカラノ農業園地保証ノ却要望ノ取扱モ

ザイマシテ、全農業者ガ、又總テノ町村農會
ガ農業保険ニ參加フシテ、之ヲ全農民ノ共
齊呆見削度タルノ實ヲ擧ゲルヤウニ致シタ

イト云フコトカラ、大體ノ方針ト致シマシテハ、固ヨリ指導上ノ措置ニ依リマシテ、關係團體ト協力ヲ致シテ全町村農會ノ保倅事

係團體ト協力ヲ致シテ全町村農會ノ保險事業ヘノ參加ト云フ實ヲ舉ゲルヤウニシテ参リタインデアリマスケレドモ、萬一指導上

ウナ場合ガアリマスコトヲ考へマシテ、左
様ナ場合ニハ行政官廳ニ於テ市農會又ハ町
村農會ニ對シテ必要アル時ハ共濟事業ヲ行
フベキコトヲ命ズルコトガ出來ルヤウナ權
限ヲ法律ニ規定スルコトニ致シタノデアリ
マス、其ノ關係ガ新シク加ハリマシタ二項
ノ趣旨デアリマス、一項ハ其ノ共濟事業ヲ
行フベキコトヲ命ズルコトヲ得、斯ウ云フ
コトニ致シテアルノデアリマス、ソレカラ
二項ニ於キマシテ、行政官廳ガ左様ナ命令
ヲ致シマシタ場合ニ於テ、其ノ命令ヲ受ケ
タ市農會又ハ町村農會ガ通常ノ手續ニ依リ
マシテ共濟事業ノ實行ニ付テノ認可ヲ自發
的ニ申請致シマセヌ場合ノ措置ヲ規定シテ
アルノデアリマス、左様ニ自發的ニ事業實
施ノ認可申請ヲ致シマセヌ場合ニ於テハ、
行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依ツテ共濟事
業ノ開始ニ關シテ必要ナル處分ヲナスコト
ガ出來ル、斯ウ云フコトニ致シタ譯デアリ
マス、是ハ農會ノ方カラ申請ガナイ場合ニ
於テハ、行政官廳ニ於テ其ノ共濟事業ノ實
施ヲセシムルコトニ必要ナ處分ヲスルコト
ガ出來ル、斯ウ云フコトナノデアリマス、
此ノ處分ノ內容ト致シマシテハ、先日モ御
質問ニ御答ヘ申上ゲタト考へマスガ、地方
長官ガ總代會ノ議決ヲ經テ共濟事業ニ關ス
ル規定ヲ設ケマセヌ場合ニ於テハ、行政官

廳自身ニ於テ共濟規定ヲ作成致シテ、サウシテ
其ノ共濟事業ヲ開始スベキ期日ヲ定メテ、
サウシテ手續上必要ナル告示ヲ致シマスルコ
トニ依ツテ、其ノ日カラ當該市町村農會ト
云フモノハ共濟事業ヲ實施スルコトニナル、
斯ウ云フ措置ヲ講ジ得ルコトニ致シタ譯デ
アリマス、斯様ナ法制的措置ニ依リマシテ、
全農民ノ農業共濟保険制度ニ實施ト云フコ
トニ資スルヤウニ致シタイ、斯様ニ致シテ
アルノデアリマス

ソノカラ第十五六条ノ改正デアリマスガ、
備デアリマス、又次ノ項モ條文ノ整備デア
リマス

是ハ現在ノ法律ニ於キマシテハ、國庫ガ附
加保險料ヲ負擔スルト云フ趣旨ニ於テ、
保険料ノ一部ヲ負擔スルト云フコトヲ規定致

シテ居ルノデアリマスガ、今回ハ既ニ
申上ゲマシタ通り、附加保険料ノ外ニ純保

新潟ノ一昔貯蓄ニ至ニシテハ其ニ
ニ水稻ノ冷害ニ付キマシテ、其ノ共濟
掛金ノ一部ヲ國庫ニ於テ負擔スルト云フ
コトニ其ノ範囲ヲ廣充シシマンタノデ、見

三、其の範囲に於ける事項ニ付テシノハテ、現
在附加保険料負擔ト云フコトダケノ趣旨ニ
於テ規定サレテ居リマス、國庫負擔ノ規定ヲ、
比處ニゴザイマヌレアクニ廣長ラント、其

此處ニゴザイマスルヤウニ擴張ヲシテ、其ノ範圍ヲ明瞭ニ規定ヲ致シマシタト云フノ
ガ此ノ五十六條ノ第一項ノ趣旨デアリマス、

付託證案

七八

ソレカラ二項ハ日本蠶絲統制株式會社ト云
フモノハ桑葉ノ保険ニ付テ農業保険組合ノ
組合員ノ支拂フベキ保険料ノ一部ヲ負擔ス
ルト云フ趣旨ヲ以テ國庫ニ納付金ヲ爲スベ
シ、斯ウ云フ義務ヲ法律上ノ義務トシテ規
定ヲ致シタノデアリマス、蠶絲統制株式會
社ハ此ノ規定ニ依リマシテ國庫ニ納付金ヲ
出し、國庫ハ其ノ納付金ヲ受ケマシテ、サ
ウシテ國庫負擔ノ一部トシテ、之ヲソレドモ
ノ所ニ支出ヲスル、斯ウ云フコトニ相成ル
譯デアリマス、其ノ基礎タル事項ニ付テ蠶
絲統制株式會社ニ法律上ノ義務ヲ課シタ、
斯ウ云フコトデアリマス

負擔ヲスルカ、市町村農會ト云フモノハ幾
ラノ保険料ノ負擔ヲシナケレバナラヌカ、
斯ウ云フ推算ヲ致シテ見タノデアリマス、
現在トシテハ其ノ程度以上ニ出ル譯ニ參リ
マセヌノデ、左様ナ推算ヲ致シテ見テ居ル
ノデアリマス、其ノ數字ヲ御参考マデニ申
上ガテ見タイト思ヒマス、隨ヒマシテ此ノ
數字ハ實施ノ上ニ於キマシテハ相當ノ變更
ガアルコトヲ御含ミ置キヲ願ヒタイト思ヒ
マス、保険ノ關係ニ於キマシテ純保険料ノ
負擔ト云フモノハ今回ノ保険金額ノ引上げ、
被害程度別支拂割合ノ改訂、其ノ他ノ事項
ニ依リマシテ引上げニナリマスルガ、其ノ
純保険料ノ總額ガドノ程度ニナルカト云フ
コトヲ見マスルト、大凡四千四百九十五万
圓ト云フ額ニナルノデアリマス、此ノ中國
庫竝ニ日本蠶絲統制株式會社ニ於テ負擔ヲ
致シマスル分ヲ推定致シマスト、其ノ總計
ガ一千二百五十八万圓ト云フコトニ相成ル
ノデアリマス、約半額デアリマスガ、五割
以上ト云フモノガ國庫及ビ蠶絲統制株式會
社ノ負擔ト云フコトニ相成ルノデアリマス、
此ノ中日本蠶絲統制株式會社ノ分擔致シマ
スル分ガ約百万圓デアリマスカラ、純粹ノ
國庫負擔金ハ二千五百五十八万圓見當ニナル、
斯様ニ推定ヲ致シテ居ルノデアリマス
ソレカラ水稻冷害ノ關係ニ於テ負擔關係
ガドウ云フ風ニナルカト云フコトハ、保險
ニ付テ申上ゲマシタ同様ノ趣意デアリマ
スカラ、左様ニ御聽取ヲ願ヒタイノデアリ
マスガ、詰リ二十五圓デ總テ實行ヲ致シタ
ト致シマシテ、共濟掛金ノ總額ト云フモノ
ハ六百五十七万圓ニナルノデアリマス、其
ノ中國庫ニ於テ負擔ヲ致シマスル分ガ三百
二十九万圓ト云フコトニ相成ルノデアリマ

ス、是モ五割以上ニ達スル譯ニアリマス、只今トシテハ大凡此ノ位ノ見當ニナルノデナナイカ、斯ウ云フ目測ヲ致シテ居ルノデアリマス、此ノ見當ニ應ジマシテ豫算上ノ措置モ講ジテアルノデアリマス
次ハ農業保險ノ保険料國庫負擔金等ノ交付及分擔等ニ關スル法律案デアリマス、此ノ第一條ハ、只今御説明ヲ申上ゲマシタ農業保險法第五十六條第一項ノ改正規定ニ依ル農業保險ノ保険料國庫負擔金ハ農業保險組合ノ組合員ノ爲ニ組合ニ之ヲ交付スル、斯ウ云フコトヲ規定致シテアルノデアリマス、是ハ此ノ國庫負擔金ト云フモノハ保險組合ニ之ヲ交付スルト云フコトヲ明カニ致シマスルト共ニ、其ノ組合ニ交付スルト云フコトハ、組合ノ組合員ノ爲ニ組合ニ交付スルモノデアル、斯ウ云フ趣旨ヲ明カニ致シテアルノデアリマス、申スマデモナク保險料負擔ト云フモノハ各個ノ組合員ガ之ヲ致スノデアリマスカラ、其ノ組合員ノ負擔スペキ保険料ノ一部ヲ國庫ニ於テ負擔スルモノデアルト云フ趣旨ヲ明カニシ、其ノ趣旨通リニ行ケバ、之ヲ各個ノ組合員ニ交付スペキモノデアルケレドモ、ソレハサウ云フコトヲ致サズシテ、直接組合ニ交付スルノデアル、斯ウ云フコトヲ明カニシテ居ルノデゴザイマス
ソレカラ第二項ニ於キマシテハ、是ハ農業保險ノ制度ガ、御承知ノ通り七割ハ保險組合聯合會ニ再保險ヲ致シ、更ニ異常災害ノ分ニ付テ國ガ再々保險ヲ實行スル、斯ウ云フ關係ニナツテ居リマスルカラ、末端ノ組合員ニ於テ支出ヲ致シマスル保險料ハ、保險組合ト聯合會ト國ノ再保險特別會計、斯ウ云フモノニ分割シテ拂込マレルコトニ

相成ル譯デアリマス、左様ナ結果ニナルモノデアリマスルカラ、組合ニ總テヲ交付スルコトニ致シマスルト、其ノ交付ヲ受ケタ組合ハ又之ヲ一部ハ聯合會ニ出サナケレバナラヌ、受ケタ聯合會ハ又之ヲ國ノ再保險組合ニ入レナケレバナラヌ、斯ウ云フ煩雜ナ手續ヲ執ルコトニ相成リマスノデ、第一項ニアルヤウナ趣旨デアルケレドモ、其ノ煩雜ナル手續ヲ簡易化スル爲ニ、國カラ組合ニ對シテ其ノ負擔金ヲ交付スル代リニ、農業保險組合聯合會ナリ、又ハ農業再保險ノ特別會計ナリニ之ヲ交付シ、又ハ繰入ヲスルコトガ出來ル、斯ウ云フ手續ヲ簡易化スル爲ノ措置ヲ講ジ得ルト云フコトニ致シタノデアリマス、是ハ會計上ノ關係カラ來テ居リマス爲ニ、斯様ナ點モ特ニ法律ヲ以テ規定シナケレバナラヌ、斯ウ云フコトニ相成ツテ居ルノデアリマス

ソレカラ農業保險法第五十六條第一項ノ改正規定ニ依リマシテ、水稻冷害ノ共濟事業ノ共濟掛金ノ國庫負擔金ニアリマスルガ、此ノ國庫負擔金ト云フモノモ、其ノ事業ヲ行フ農業保險組合ノ組合員ノ爲ニ之ヲ組合ニ交付スルモノデアルト云フコトヲ、同様明カニ致シタノデアリマス、此ノ水稻ノ冷害共濟事業ニ付キマシテハ、再保險ノ關係等が生ジマセヌノデ、二項ノヤウナ規定ハ必要ナイ、斯ウ云フコトニ相成ツテ居ルノデアリマス

ソレカラ第二條ハ此ノ保險料ノ國庫負擔金ト云フモノハ、政府ノ會計トシテハドウ云フ風ニシテ分擔ヲ致スベキカト云フコトヲ規定致シタモノニアリマシテ、此處ニ規定シテゴザイマスヤウニ、此ノ國庫負擔金定ハ必要ナイ、斯ウ云フコトニ相成ツテ居ルノデアリマス

計ニ於テソレバ一部ヅツヲ分擔スル、斯
ウ云フコトヲ規定致シタモノニアリマス
ソレカラニ項ハ、食糧管理特別會計ニ於
テ分擔スル部分ノ中、農業保險組合ナリ、
又ハ農業保險組合聯合會ニ交付ヲ致シマス
ルモノハ、食糧管理特別會計カラ先づ一般
會計ノ歲入ニ之ヲ繰入レマシテ、サウシテ
是ト本來一般會計ニ於テ負擔スベキモノト
ヲ合シマシテ、兩者ヲ一般會計ノ歲出トシ
テ拂出シヲスル、斯ウ云フ手續ヲ明カニ致
シタノニアリマス、此ノ反面ニ於キマシ
テ、食糧管理特別會計會計ニ於テ負擔スル
部分ノ中、農業再保險特別會計ニ繰入レマ
スル分ハ、是ハ食糧管理特別會計カラ直接
農業再保險特別會計ニ繰入レル、ソレ以外
ノ組合ナリ聯合會ナリニ交付セラルベキ分
ハ、之ヲ先づ一般會計ニ繰入レル、ソレヲ
今度ハ一般會計ノ歲入トシテ組合ナリ、聯
合會ニ交付ヲシテ拂出シヲスル、斯ウ云フ
關係ヲ明カニ致シタモノニアリマス
ソレカラ第三條ハ、日本蠶絲統制株式會
社ノ負擔ヲ致シマスル國庫納付金ハ、之
ヲ一般會計ノ歲入ニ受入レラスル、サウシ
テ一般會計カラ國庫負擔金ノ交付金ノ交付
金トシテ拂出シヲスル、斯ウ云フ關係ヲ明
カニ致シタノニアリマス、此ノ日本蠶絲
統制株式會社ノ負擔金ノ拂出ニ付キマシテ
モ、純粹ノ國庫負擔金ノ場合ト同様ニ、農
業保險組合ノ組合員ノ爲ニ組合ニ交付スル
ノヲ勿論原則致シマスルガ、手續ヲ簡易化
致シマスル爲ニ、農業保險組合ノ聯合會ニ交
付ヲ致シ、又ハ農業再保險特別會計ニ繰入レ
ル措置ヲナシ得ルト云フコトヲ、是亦同様
ノ趣旨ニ依ツテ明カニ規定ヲ致シテ居ルノ
デアリマス、以上ガ農業保險ノ保険料國庫

負擔金等ノ交付及分擔等ニ關スル法律案ノ
逐條ノ趣旨デアルノニアリマス
次ハ食糧管理特別會計法中改正法律案ニ
付テ申上ゲマスルガ、保險ノ關係ニ於キマ
シテ此ノ食糧管理特別會計法ノ改正ヲ必要
ト致シマスノハ、只今申上ゲマシタ法律ノ
規定ニ依リマシテ、食糧管理特別會計ト云
フモノガ保険料ノ國庫負擔金ノ一部ヲ分擔
スルト云フコトニ明カニ制度ガ決マリマス
ルノデ、ソレニ應ジマシテ食糧管理特別會
計カラ農業再保險特別會計ナリ、或ハ一般會
計ニ對シテ、其ノ保険料負擔ノ趣旨ヲ以テ
繰入金ヲナシ得ルノ途ヲ開ク、斯ウ云フ手
續上ノ問題デアリマス、其ノ途ヲ開キマス
爲ニ、此ノ第六條中ニ一般會計及農業再保
險特別會計ヘノ繰入金ト云フモノヲ入レル
コトニ致シタノニアリマス
ソレカラ一條中ノ改正、三條中ノ改正及ビ
六條中ノ改正ノ一部分ハ、農業保險ノ關係
ニ於キマシテハ實質的ニ何等關係ノナシニ事
項ナノニアリマシテ、是ハ御承知ノ通リ穀物檢
査ヲ國營ニ於テ實施ヲスルコトニ相成リマ
シタ關係デ、其ノ検査關係ノ經費ハ食糧管
理特別會計ノ負擔ト相成リマスルノデ、其
ノ必要上「検査」ト云フモノヲ此ノ特別會計
法中ニ新シク加ヘルコトニナツタト云フノ
ガ第一點ニアリマス

○池田委員長 今逐條の御説明ガアリマ
シタガ、御質問ノアル方ハドウゾ
○竹内委員 唯一點ダケ伺ヒタノデスガ、
冷害共濟ニ付テモ強制加入ニ相成ルノニア
リマスカドウカ、或ル地域ヲ指定シテ其ノ
地域ニ於テ冷害共濟モ強制加入ト云フ
コトニ相成ルノデスカ、其ノ點ダケ伺ヒタ
イト思ヒマス
○石井(英)政府委員 水稻ノ冷害共濟ハ全
ク別ニアリマシテ、此ノ共濟ノ及ビマスル
ノハ第一類ノ保険事故ノ対象トナル共濟事
業ダケデアリマス

買入ヲスル場合ニ於キマシテモ、現金デ支
拂ヲスルコトガ必要デアルト云フ事情ガゴ
ザイマスルノデ、外國カラ買入レル場合ノ
外ニ、特ニ臺灣カラ買入ヲスル場合ニ於テ
モ、米穀證券交付ニ依ラナイコトガ出來ル
ト云フコトニ致シタノニアリマス、以上ガ食糧管
理特別會計法中改正ノ要點デゴザイマス
尙ホ此ノ食糧管理特別會計ノ改正法律
ノ附則ニ於テ、農業再保險特別會計法ノ改
正ヲ致シテ居リマスルガ、是モ全ク手續上
ノ問題デアリマシテ、現在農業再保險特別
會計ハ一般會計カラノ繰入金ハ之ヲ受入ヲ
ナシ得ルヤウニ制度ガ出來テ居ルノニアリ
マスガ、食糧管理特別會計カラ繰入レ金ヲ
受ケル爲ニハ、新シク其ノ點ノ途ヲ法律上
開カナケレバ金ノ受入レガ出來ナイト云フ
會計上ノ手續關係ガゴザイマスルノデ、此
ノ附則ニ於テ食糧管理特別會計カラノ受入
レヲナシ得ルヤウニ途ヲ開クト云フコトニ
致シタ譯デアリマス、大體以上ガ此ノ三案
ノ逐條的ノ改正ノ要點デゴザイマス、一應
以上ヲ以チマシテ御説明ヲ終ルコトニ致シ
マス
○村上委員 二、三ノ點ヲ御尋ネ致シマス、
第一ハ農業保險ノ増額デス、是ハ昨年改正
シテ引上げタノデスガ、昨年ノ引上ハ其ノ
以前ノ料金ニ比較シテ何程ノ引上げニナツ
テ居ルカト云フコトヲ承知シテ置キタイノ
デアリマス、ソレカラ次ニハ今度保險金額
ゾレ増額ニナルベキモノダト考ヘラレマス、
サウスルト今度ノ改訂ニ依ツテ業者ダケガ
負擔スベキ保険料金ナルモノハ昨年アシン
テ改訂スル、ソレニ依ツテ保險料額ハソレ
ゾレ増額ニナルベキモノダト考ヘラレマス、
且ツ又今度ノ改訂ニ依ル料額ノ中ニハ、生
産者ノ負擔ニナルモノト國庫ガ負擔スルモ

ノトガアル筈アリマス、ソコデ此ノ保険料ハ或ハ三十錢、四十錢、五十錢、高イノハ一圓カラニ圓ソレ以上ノモアルト云フコサウシテ又國庫ノ負擔ニナルモノハ大凡斯ウ云フ見込デアルト云フ大體ノ見當ヲ此ノ際御示シヲ願ヒタイノデアリマス
ソレカフ第二點ハ被保險作物ノ被害ノ程度ニ依ル保險金ノ支拂額、例ヘバ三割ノ被害ノ時ニハ幾ラ、五割ノ被害ノ時ニハ幾ラト云フガ如キ被害程度別ノ支拂額ハ、是ハ恐ラク省令ニ依ツテ決メラルベキモノト思ヒマスガ、政府ニ於テハドウ云フ計畫ヲ以テ之ニ當ルコトニナツテ居ルノデアルカ、ソレヲ確メテ置キタインデアリマス

第三點ハ農業團體法ノ制定ニ依ツテ、郡ノ農會又ハ郡ノ畜產組合、斯ウ云フモノハ解消シマス、所デ從來ノ保險制度ハ郡ヲ單位ニシタ保險組合ヲ作ル、サウシテ府縣ニ其ノ聯合會ヲ作ルト云フ機構ニナツテ居リマシタ、農會トカ、畜產組合ト云フモノト、農業保險組合又ハ家畜保險組合トハ形ノ上ニ於テハ別ナモノニナツテ居リマスケレドモ、其ノ實質ヲ見マスルト、農業保險組合ノ如キハ郡ノ農會が自分ノ仕事ノヤウニシテ之ヲ處理シテ居ル、又家畜保險組合ノ仕事ハ郡ノ畜產組合ガ是亦自分ノ仕事ノヤウアリマスカラシテ、其ノ場合ニ於テ府縣ノ農會が郡市ニ一ツノ支部ヲ設ケルト云フ今度ノ團體法ニ於テハ考ヘ方ニナツテ居ルノデアリマスガ、今マデ郡ノ團體ガヤツテ居

ツタコトニ付テ府縣ノ支部ガ之ヲ扱ハナイ
位トシタ所ノ、農業ニシテモ、家畜ニシマ
シテモ、保険組合ト云フモノハ、忽チ其ノ處
理ニ困惑ヲスルコトニナルデアラウ、其ノ
間ノ結付キニ付テ政府當局ハドウ云フ考ヘ
ヲ持ツテ居ラレルノデアルカ、此ノ點ヲ十
分ニ確メテ置キタイト思ヒマス

次ニ保険ニ關スル事務費ニ付テ、從來國
庫カラハ若干ノ補助ヲシテ居タ、其ノ金額
ハ全國ヲ平均シテ一組合ニ凡ソ農業保險デ
言ヘバ二千圓程度ノモノニアツタト承知シテ
居リマスルガ、實際カラ言ヒマスト、其ノ
保険ニ關スル所ノ事務ヲ、郡ノ農會ナリ、
郡ノ畜產組合ガ自分ノ仕事トシテ扱ツテ居
ツタガ故ニ、此ノ僅カナル二千圓程度デ漸
ク之ヲ補足シテ、經營ヲヤツテ行クコトが
出來テ居ツタノデアリマス、所ガ今モ申シ
マスガ如クニ、團體ノ關係ガ達ツテ來ルト
云フコトニナリマシテ、保険組合方保険組
合トシテ全ク獨立シタ形ニ於テ其ノ經營ヲ
ヤツテ行カナケレバナラヌトスレバ、忽チニ
シテ事務費ノ上ニ相當大キナ負擔ヲセナケレ
バナラヌ結果ガ生ズルデアラウト思フ、サレバ
此ノ事務費ノ國庫補助ニ關シテ如何ナル考慮
ガ拂ハレテ居ルノデアルカ、其ノ點ヲ明カニシ
テ置キタインデアリマス

更ニ一點、今度ノ農業保險法ノ改正ニ
依リマシテ、農業保險ハ強制サレルコト
ニナリマス、ソレハ私達ハサウナクテハ
ナラヌコトデアリ、結構デアルト思フノ
デアリマスガ、茲ニソレト相並ンデ起
テノ問題ハ、家畜保險ノ問題デアリマ
ス、此ノ家畜保險ハ現在強制制度デハア
リマセヌ、隨テ殆ド百「パーセント」ニ近イ

保険契約ノ所モアル、茲ニ農業保険ヲ強制制度ニスルナラバ、同時ニ家畜保険ニ付テモソレト同ジヤウナ考慮ガアツテ然ルベキデハナイカ、又サウスルコトガ適當ナノデハナシカ、斯ウシタ考ヘモ自ラ浮シテ來ルノデアリマスガ、之ニ付テ政府ノ御考ヘ方ハ如何ニナツテ居ルカ、以上ノ諸點ニ付テ御伺ヒ致シマス

○石井(英)政府委員 村上委員ノ御質問ニ
御答ヘヨ申上ゲマス、昨年ノ改訂ニ依リマシテ、保険料率ヲ増嵩致シマシタ割合ノ御尋ネデアリマシタガ、是ハ實績ニ於キマシテ全国ヲ平均致シマスルト、約七割ノ引上げニ相成ツテ居ルノデアリマス

ソレカラ今回ノ改正ニ依リマシテ料率ガドノ程度増加スルカト云フ御尋ネデアリマスガ、是ハ御承知ノ通り、各地方々々ノ料率ハ自ラ違ヒガゴザイマスルシ、今回ノ改正ヲ機ト致シマシテ、實行上ニ於キマシテハ昭和十五年度マデノ被害率ヲ基礎ニシテ、各地方ノ保険料率ヲ決メテ參りタイ、斯ウ考ヘテ居リマスノデ、地方々々ノ料率ガドウ云フ風ニ動クカト云フコトハ、豫測スルコトガ極メテ困難ナ實情ニアルノデアリマス、其ノ爲ニ具體的ニ或ル地方ノ保険料率總括致シマシタル見透シトシテハ、本委員會ノ御質問ニモ御答ヘ申上ゲマシタ通り、云フコトヲ、的確ニ申上ゲルコトハ實ヘマダ困難ナノデアリマス、併シナガラ大局ノ生産者ノ負擔スル保険料ト致シマシテモ、現在ノ——詰リ昨年改訂セラレマシタ保険料ニ比シテ、多少ノ増加ヲスルデアラウ、斯様ニ見テ居ルノデアリマス、其ノ程度ハ

テ居ルノデアリマス、唯實行上ハ現状ニ於キマシテモ此ノ割合ヲモウ少シ數ヲ小サク區切リマシテ實行シテ居ル部分モゴザイマス、左様ナ點ハ現行ノ制度ノ趣旨ヲ考ヘマシテ、更ニ此ノ區割ヲ少クスルト云フコトハ適當ニ考慮ヲ致シテ見タイ、斯様ニ考ヘマス、今ノ新シイ支拂割合ハ古イモノニ對照致シマスルト被害程度ノ低イ部分ニ於テ相當ノ引上ニナツテ居ル譯デアリマス。

次ハ團體統合等ニ付テノ御質問デゴザイ

マシタガ、農業保険ノ關係ハ此ノ處理ノ關係、事務ノ性質ト云フヤウナコトヲ考ヘマ

シテ、暫クハ現状ノ制度ヲ以テ進ンデ参り、サウンテ團體統合實施後ニ於ケル情勢ノ進行ニ應ジマシテ、統合セラレタル團體トノ

關係ヲ調整シテ參リタイ、其ノ上デ此ノ保險事業ヲドノ團體デ如何ナル方法ニ於テ實

行スルノガ適當カト云フコトヲ、實情ニ應

行スルノガ適當カト云フコトヲ、實情ニ應

マス

併シナガラ御說ノ通り保険事業ノ實施ニ付キマシテハ、保險組合ト云フ一つノ獨立

主體ハ勿論アルノデアリマスガ、其ノ事務

ノ實際ニ運營ニ當リマシテハ、郡農會ナリ、

郡ノ畜產組合ナリト云フモノト密接不離ナル關係ニ於テ事務ガ運營セラレテ居ルコト

ハ御說ノ通りデアリマスノデ、此ノ間ノ事務ノ調整ト云フコトニ付テハ、十分考慮ヲ致

サナケレバナラスト考ヘテ居ルノデアリマス、吾々トシテハ此ノ團體統合ニ伴ヒマス

ル色々々變化ト云フモノト、此ノ農業保險事業ノ實施ト云フモノガ絡ミ合フヤウナコトニ

ナリマスルコトハ、却テ此ノ事業ノ圓滑ナ

運營ニ如何カト云フコトヲ懸念致シマシタ結果、仕事トシテハ一應別立テデ行ク、別

ノ看板デ實行シテ貰フ、團體統合ノ方ノ仕事ガ進ミマス其ノ實際ニ應ジテ保險事業ヲ

動カシテ、ドウ云フ風ニ運營シテ行クカト云フコトヲ、其ノ事態ニ即シテ考ヘテ行キ

タイ、其ノ方ガ保險事業ノ運營ノ爲ニ宜シ併シナガラ其ノ次ノ保險ノ事務費ノ關係ニ付テ御質問ガゴザイマシタ通り、洵ニ御尤

モナ點モアリマシテ、ドウシテモ兩者ノ間ニハ、職員ノ關係ニ於テ、其ノ他ノ關係ニ

於テ、密接不離ノ關係ニ於テ仕事ヲシテ貰ハナケレバナラスト考ヘテ居リマスノデ、

團體統合ノ進行ノ途上ニ於キマシテモ他ノ團體トノ連繫ト云フコトニ付キマシテハ、

實際問題トシテ現狀通リノ關係ヲ保ツテ進

方ニ於テモ強制加入制度ヲ執ラウト云フ方針デハナインデアリマス、更ニ考究ヲ致シ

マシテ、適當ニ處置ヲ致シタイ、斯様ニ考

ヘ居ル次第デアリマス

○村上委員 御答辯ハ一應承リマシタ、以

上ノ諸點ニ付テ若干ノ意見ヘアリマスケレドモ、此ノ際サウ云フコトヲ申述ベルコト

ハ差控ヘテ置キマス、唯此ノ保險料ノ問題

トニ相成リマスケレドモ、仕事ノ内容ニ於

キマシテハ、支部トハ申シナガラ相當ナル

活動力ヲ持チ、又活動ヲシナケレバナラヌ部分デゴザイマスカラ、假ニ支部ニナリマ

シテモ、保險組合、保險事業トノ關係ニ於

テハ、現狀ノ如ク密接ノ關係ヲ保持スルコト

ハ、先程モ申上ガタヤウニ、全體トシテ總

料ノ負擔ニ關スル問題デアリマスカラ、政

府ガ此ノ十八年度ノ豫算ヲ編成サレルニ當

テ豫定サレテ居ル所ノ其ノ基礎ニ依ル料

金、例ヘバ保險料ガ三十錢デ濟ム所モアラ

ウ、五十錢掛ル所モアリマセウ、或ハ一圓

ス、是ハ保險ノ内容ヲ御承知デゴザイマス

テハ斯ウ云フコトニナルト云フ豫測ヲ致シ

マシテ、豫算ノ積算ヲ致シテ居ルノデアリマス、是ハ保險ノ内容ヲ御承知デゴザイマス

ス、是ハ保險ノ内容ヲ御承知デゴザイマス

ト云フコトハ御諒解ガ戴ケルト思フノデア

ト考ヘテ居リマセヌ、現狀通リ兩者緊密ナ

關係上、保險ノ方ノ仕事ハ保險組合一本デヤ

ラナケレバナラナクナルト云フヤウナコト

ノ助成ヲドウスルト云フ意味ニ於テハ、特

ニハ生産者負擔ハ凡ソ是レ位ニスベキヂヤ

リマス、唯其ノ達觀ニ於キマシテ、現在ノ負擔ガ上ルト云フ見當ハ是ハ達觀的ニハ付クノデアリマス、其ノ程度ガドウデアルカト云フコトニナルト、御承知ノヤウナ計算ノ事情デアリマシテ、之ヲ的確ニ申上ゲルコトガ難カシイ、斯ウ云フ趣旨ニ申上ガタノデアリマスカラ、ドウゾ左様ニ御諒承ヲ得タイト思フノデアリマス

○石井(英)政府委員 保険料率ヲ決メマスルノニハ、其ノ區域ハ現在デモ町村別ニヤルコトガ原則ニナツテ居ルノデアリマス、此ノ區域ハ勿論危險性ニ應ジマシテ成ベク細カク決メマスコトノ方が合理的ニ行ク譯デアリマス、今後ニ於キマシテモ出來ルダケ町村別ニ決メテ實行スルト云フコトデ指導シテ參リタイト思ツテ居リマス

○紀藤委員 小サクヤル方ガ合理的デアルト仰シヤイマシタガ、大キクヤル方ガ合理的デ保険ノ趣旨ニ副フノデヘナイカト思ヒマスガソレハドウ云フ御見解デアリマスカラ申セバ當然サウアラネバナラヌ譯デアリマス、併シ實行上ノ問題ト致シマシテハ左様ナ譯ニモ參リマセヌシ、又共濟的制度ト云フヤウナ關係モゴザイマスルカラ、實

トガ上ルト云フ見當ハ是ハ達觀的ニハ付クノデアリマス、其ノ程度ガドウデアルカト云フコトニナルト、御承知ノヤウナ計算ノ事情デアリマシテ、之ヲ的確ニ申上ゲルコトガ難カシイ、斯ウ云フ趣旨ニ申上ガタノデアリマスカラ、ドウゾ左様ニ御諒承ヲ得タイト思フノデアリマス

○石井(英)政府委員 保険組合聯合會ニ於テ借入金風ニ吾々トシテハ考ヘテ居ルノデアリマスハ郡ノ保険組合單位デ保険料ハ同ジデアツタノデアリマスガ、今度ハ市町村別ニ變ルヤウニ聞イテ居リマスガ、如何ニナリマスカ

○石井(英)政府委員 此ノ借入金ニ對シマスル利子補給ハ水稻ノ冷害ニ付テ支拂不足金ニ對スル借入金ノ二分ノ一ノ利子補給ガアルノデアリマス、此ノ水稻冷害ニ對スル利子補給ハ全額ノ利子補給デアリマス、併シナガラ一般ノ保険ニ付キマシテハ此ノ利子補給ノ助成制度ハナイノデアリマス、保険ニ付テハ左様ナ方法ヲ執ツテ居ラナイノデアリマス

○紀藤委員 宜シウゴザイマス

○池田委員長 他ニ御質問ハアリマセヌカ——他ニ御質問ガアリマセヌケレバ、本日ハ是ニテ終リタイト思ヒマス、正式ニハ是デ閉ヅルコト致シマシテ、本案ノ取扱、其ノ他等ニ付テ正式デナク御協議ヲ申上ゲタイト思ヒマスカラ御残リヲ願ヒマス、尙ホ正式ニハ明日午後一時第十一決算委員室ニ於テ此ノ會ヲ開キマシテ最後ノ決定ヲ致シタイト思ヒマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後二時二十五分散會